

問 1

CFP<sup>®</sup>認定者にとって業務を行ううえで留意しなければならないのが、関連業法等の順守です。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) 以下の文章は、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会のCFP<sup>®</sup>認定者のあるべき姿を規範的に示した、「CFP<sup>®</sup>認定者の倫理原則」の抜粋である。文章の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

【第3原則】客観性

客観的に専門的サービスを提供しなければならない。

客観的であるためには、知識に基づいた正直さ及び中立性が必要である。CFP<sup>®</sup>認定者は、提供するサービスの内容に関わらず誠実性を守り、(ア)を管理して専門家としての健全な判断を行うことが求められる。

【第5原則】専門家意識

専門家としての模範的な態度で行動しなければならない。

CFP<sup>®</sup>認定者は、顧客、同僚及び業務上の関係者に対し、品位と敬意を持って礼儀正しい態度で接し、関係する規制、規則及び実務要件に従わなければならない。専門家意識を持つCFP<sup>®</sup>認定者は、自身で又は他の専門家と共に、(イ)及び生活者の利益へ貢献する能力を維持し、向上させなければならない。

【第7原則】秘密保持

(ウ)を保護しなければならない。

顧客の情報は、権限を持つ者だけがアクセスできる方法で保護され、管理されなければならない。

CFP<sup>®</sup>認定者は、不適切な情報漏洩の防止について理解することにより、顧客との信用及び信頼関係を構築することができる。

(ア)	(イ)	(ウ)
1. 業務の遂行状況	CFP <sup>®</sup> 認定者の地位	顧客のすべての情報
2. 業務の遂行状況	職業に対する社会的なイメージ	顧客を特定できる情報
3. 利益相反	CFP <sup>®</sup> 認定者の地位	顧客を特定できる情報
4. 利益相反	職業に対する社会的なイメージ	顧客のすべての情報

**(問題2)**

(設問B) 著作権法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 共同著作物の著作権は、最初に死亡した作者の死後70年を経過するまでの間存続する。
2. 著作権はその全部または一部を譲渡することができるが、作者人格権は譲渡することができない。
3. 著作物を複製または利用する場合の出所の明示に当たっては、これに伴って作者名が明らかになる場合および当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物に表示されている作者名を示さなければならない。
4. 他人の著作物を自分自身や家族などの限られた範囲で使用するために複製する場合、原則として著作権者の許諾は必要ない。

**(問題3)**

(設問C) 消費者契約法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 事業者とは、法人その他の団体のことをいい、事業のために契約の当事者となる場合における個人は含まれない。
2. 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、または当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する消費者契約の条項は、無効とされる。
3. 事業者が消費者契約締結の勧誘をする際、消費者契約の目的となるものに関して将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供したことにより、消費者が提供された内容を確実であると誤認して契約した場合、消費者は当該契約を取り消すことができる。
4. 事業者に対し、消費者が後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を付与する消費者契約の条項は、無効とされる。

問2

CFP®認定者にとって、ライフプランニングに関する情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題4)

(設問A) 厚生労働省が公表した「令和3年度雇用均等基本調査」に基づく次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 2019年10月1日から2020年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性のうち、2021年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む)の割合は85.1%であったが、同期間に配偶者が出産した男性のうち、2021年10月1日までに育児休業を開始した者の割合は約(ア)であった。
- ・ 2021年度の女性の「育児休業後復職者(調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者)」の育児休業期間は、「(イ)」の割合が最も高い。
- ・ 2015年度および2021年度の男性の育児休業後復職者の育児休業期間は、下表のとおりである。2021年度における男性の育児休業期間の「3ヵ月～6ヵ月未満」の割合は、2015年度と比べて約(ウ)となっているが、依然として、「2週間未満」の割合が50%を超えている。

[2015年度および2021年度の男性の育児休業後復職者の育児休業期間(抜粋)]

	5日未満	5日～ 2週間未満	2週間～ 1ヵ月未満	1ヵ月～ 3ヵ月未満	3ヵ月～ 6ヵ月未満
2015年度	56.9%	17.8%	8.4%	12.1%	1.6%
2021年度	25.0%	26.5%	13.2%	24.5%	5.1%

1. (ア) 7% (イ) 12ヵ月～18ヵ月未満 (ウ) 2.02倍
2. (ア) 7% (イ) 18ヵ月～24ヵ月未満 (ウ) 3.19倍
3. (ア) 14% (イ) 12ヵ月～18ヵ月未満 (ウ) 3.19倍
4. (ア) 14% (イ) 18ヵ月～24ヵ月未満 (ウ) 2.02倍



問3

会社員のパーソナルファイナンスに関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、設問A、Bについては以下の<資料>に基づいて解答してください。

<資料>

【収入に関する事項】

○給与収入（年間・手取り）

宮本 忠雄さん（本人・会社員）：現在450万円

宮本 洋子さん（妻・パート）：現在120万円

【支出に関する事項】

○基本生活費：年間300万円

○住宅関連費（賃貸マンション）

家賃（管理費等込み）：年間90万円

○教育費

長男および二男ともに、小学校および中学校は公立、高校は私立への進学を予定している。

	小学校	中学校		高校	
	公立	公立	私立	公立	私立
年間教育費	30万円	50万円	110万円	40万円	90万円
入学一時金	—	10万円	40万円	15万円	35万円

※キャッシュフロー表の「教育費」について、小学校に入学する年の前年までに記載されている金額は、保育料である。

○保険料：年間24万円

○自動車関連費

維持費：年間20万円

買替え：2033年に200万円

車検費用：2023年、2025年、2027年、2029年、2031年、2036年に車検を行う。費用は1回当たり10万円

○その他支出：年間15万円

○一時的支出

家族旅行：2025年、2036年にそれぞれ40万円

【留意事項】

- ・ キャッシュフロー表の同一の欄に計上する項目が複数ある場合、それらの合計額に変動率を適用し算出した金額によること。
- ・ <資料>の金額はすべて2022年（基準年）時点の現在価値である。

<現状のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数		基準年	1	2	3	4	5	6	7	
西暦(年)		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
家族・年齢	宮本 忠雄	本人	35	36	37	38	39	40	41	42
	洋子	妻	33	34	35	36	37	38	39	40
	敏明	長男	3	4	5	6	7	8	9	10
	隆之	二男	1	2	3	4	5	6	7	8
ライフイベント					家族旅行	長男 小学校 入学		二男 小学校 入学		
		変動率								
収入	給与収入(本人)	1.0%	450	455	459	464	468	473	478	482
	給与収入(妻)	1.0%	120	121	122	124	125			
	一時的収入	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入合計	-	570	576	581	588	593	599	605	611
支出	基本生活費	1.0%	300	303	306	309	312	315	318	322
	住宅関連費	0.0%	90	90	90	90	90	90	90	90
	教育費(長男)	1.0%	25	25	26	26	31	32	32	32
	教育費(二男)	1.0%	25	25	26	26	26	26	32	32
	保険料	0.0%	24	24	24	24	24	24	24	24
	自動車関連費	1.0%	20	30						
	その他支出	1.0%	15	15	15	15	16	16	16	16
	一時的支出	1.0%	0	0						
支出合計	-	499	512		(ア)					
年間収支	-	71	64							
預貯金等残高	1.0%	800							1,307	

経過年数		8	9	10	11	12	13	14	15	
西暦(年)		2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	
家族・年齢	宮本 忠雄	本人	43	44	45	46	47	48	49	50
	洋子	妻	41	42	43	44	45	46	47	48
	敏明	長男	11	12	13	14	15	16	17	18
	隆之	二男	9	10	11	12	13	14	15	16
ライフイベント				長男 中学校 入学	自動車 買替え	二男 中学校 入学	長男 高校入学	家族旅行	二男 高校入学	
		変動率								
収入	給与収入(本人)	1.0%	487	492	497	502	507	512	517	522
	給与収入(妻)	1.0%								
	一時的収入	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入合計	-								
支出	基本生活費	1.0%	325	328	331	335	338	341	345	348
	住宅関連費	0.0%	90	90	90	90	90	90	90	90
	教育費(長男)	1.0%	32	33						
	教育費(二男)	1.0%	32	33	33					
	保険料	0.0%	24	24	24	24	24	24	24	24
	自動車関連費	1.0%								
	その他支出	1.0%	16	16	17	17	17	17	17	17
	一時的支出	1.0%								
支出合計	-									
年間収支	-			(イ)						
預貯金等残高	1.0%									

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。  
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。  
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。  
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

## (問題5)

(設問A) 宮本さん夫婦は、将来の資金設計についてCFP<sup>®</sup>認定者に相談し、キャッシュフロー表を作成してもらうことにした。現状のキャッシュフロー表中の空欄(ア)、(イ)にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. (ア) 521 (イ) 47
2. (ア) 521 (イ) 58
3. (ア) 562 (イ) 47
4. (ア) 562 (イ) 58

## (問題6)

(設問B) 宮本さん夫婦は、2030年に自宅の購入を検討しており、洋子さんの働き方および保険の見直しを考えている。そこで、CFP<sup>®</sup>認定者は、以下の<見直しの内容>を提案し、それに伴うキャッシュフロー表を作成した。見直し後のキャッシュフロー表中の空欄(ウ)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

## &lt;見直しの内容&gt;

- ・ 洋子さんの給与収入(年間・手取り)  
2030年から300万円(現在価値)
- ・ 住宅関連費  
2030年に自宅(戸建て)を購入する。  
頭金・諸費用: 500万円  
住宅ローン: 金利年2.0%(全期間固定)  
元利均等返済(ボーナス返済なし)  
年間返済額178万円  
債務者は忠雄さんで68歳時に完済予定
- 固定資産税等: 年間7万円
- ・ 保険料  
2031年から年間12万円

1. 1,161
2. 1,186
3. 1,193
4. 1,197

## &lt;見直し後のキャッシュフロー表&gt;

(単位：万円)

経過年数		基準年	1	2	3	4	5	6	7	
西暦(年)		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
家族・年齢	宮本 忠雄	本人	35	36	37	38	39	40	41	42
	洋子	妻	33	34	35	36	37	38	39	40
	敏明	長男	3	4	5	6	7	8	9	10
	隆之	二男	1	2	3	4	5	6	7	8
ライフイベント					家族旅行	長男 小学校 入学		二男 小学校 入学		
		変動率								
収入	給与収入(本人)	1.0%	450	455	459	464	468	473	478	482
	給与収入(妻)	1.0%	120	121	122	124	125			
	一時的収入	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入合計	-	570	576	581	588	593			
支出	基本生活費	1.0%	300	303	306	309	312	315	318	322
	住宅関連費	0.0%	90	90	90	90	90	90	90	90
	教育費(長男)	1.0%	25	25	26	26	31	32	32	32
	教育費(二男)	1.0%	25	25	26	26	26	26	32	32
	保険料	0.0%	24	24	24	24	24	24	24	24
	自動車関連費	1.0%	20	30						
	その他支出	1.0%	15	15	15	15	16	16	16	16
	一時的支出	1.0%	0	0						
支出合計	-	499	512							
年間収支	-	71	64							
預貯金等残高	1.0%	800								

経過年数		8	9	10	11	12	13	14	15	
西暦(年)		2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	
家族・年齢	宮本 忠雄	本人	43	44	45	46	47	48	49	50
	洋子	妻	41	42	43	44	45	46	47	48
	敏明	長男	11	12	13	14	15	16	17	18
	隆之	二男	9	10	11	12	13	14	15	16
ライフイベント			自宅購入	長男 中学校 入学	自動車 買替え	二男 中学校 入学	長男 高校入学	家族旅行	二男 高校入学	
		変動率								
収入	給与収入(本人)	1.0%	487	492	497	502	507	512	517	522
	給与収入(妻)	1.0%								
	一時的収入	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入合計	-								
支出	基本生活費	1.0%	325	328	331	335	338	341	345	348
	住宅関連費	0.0%								
	教育費(長男)	1.0%	32	33						
	教育費(二男)	1.0%	32	33	33					
	保険料	0.0%								
	自動車関連費	1.0%								
	その他支出	1.0%	16	16	17	17	17	17	17	17
	一時的支出	1.0%								
支出合計	-									
年間収支	-									
預貯金等残高	1.0%	996	(ウ)							

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。  
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。  
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。  
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。



## (問題7)

(設問C) 会社員の目黒さんは、2036年3月末に定年退職する予定である。目黒さんは退職後の生活資金を準備するため、2024年4月1日から資金運用を開始する。退職後は蓄えた資金と退職一時金を複利運用しながら、30年間にわたり毎年3月末に一定金額を取り崩して受け取るほか、住宅のリフォーム費用に充てたいと考えている。以下の〈条件〉に基づく場合、2024年4月1日からの7年間にわたり毎年3月末に積み立てるべき一定金額(最少額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げる。

## 〈条件〉

- ・ 用意した貯蓄500万円(2024年3月末時点)を、2024年4月1日から2036年3月末までの12年間、年利1.5%で複利運用する。
- ・ 2024年4月1日からの7年間は、毎年3月末に一定金額を積み立てながら、年利1.0%で複利運用し、積み立てた金額を2031年4月1日からの5年間は、年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2036年3月末に退職一時金1,000万円(手取り額)を受け取る。
- ・ 退職時から30年間、蓄えた資金と受け取った退職一時金を年利1.0%で複利運用しながら、毎年3月末に60万円ずつ取り崩す。
- ・ 退職時から5年間、年利1.0%で複利運用し、2041年3月末にリフォーム資金として400万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
5年	1.051	1.077	1.104
7年	1.072	1.110	1.149
12年	1.127	1.196	1.268
30年	1.348	1.563	1.811

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
5年	0.951	0.928	0.906
7年	0.933	0.901	0.871
12年	0.887	0.836	0.788
30年	0.742	0.640	0.552

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
5年	5.101	5.152	5.204
7年	7.214	7.323	7.434
12年	12.683	13.041	13.412
30年	34.785	37.539	40.568

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
5年	4.853	4.783	4.713
7年	6.728	6.598	6.472
12年	11.255	10.908	10.575
30年	25.808	24.016	22.396

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
5年	0.206	0.209	0.212
7年	0.149	0.152	0.155
12年	0.089	0.092	0.095
30年	0.039	0.042	0.045

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
5年	0.196	0.194	0.192
7年	0.139	0.137	0.135
12年	0.079	0.077	0.075
30年	0.029	0.027	0.025

1. 42万円
2. 44万円
3. 45万円
4. 47万円

## (問題8)

(設問D) 松尾文也さんは2029年3月末に、妻の香織さんは2033年3月末にそれぞれ定年退職を迎え、退職一時金を受け取る。松尾さん夫婦は、リタイア後の生活資金等を準備するため、2024年4月1日から資金運用を開始する。香織さんの退職後の2033年4月1日以降は、退職一時金と蓄えた資金を複利運用しながら取り崩して生活費に充てたいと考えている。以下の<条件>に基づく場合、2043年4月1日から2063年3月末までの20年間、毎年3月末に取り崩すことができる一定金額(最大額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り捨てること。

## &lt;条件&gt;

[資金運用開始(2024年4月1日)から香織さんの退職まで(2033年3月末)]

## ○文也さん

- ・ 用意した貯蓄200万円(2024年3月末時点)を、2024年4月1日から2033年3月末までの9年間、年利1.5%で複利運用する。
- ・ 2024年4月1日から2029年3月末までの5年間、毎年3月末に30万円を積み立てながら、年利1.5%で複利運用し、この積み立てた金額と2029年3月末に受け取る退職一時金1,100万円(手取り額)の合計額を2029年4月1日から2033年3月末までの4年間、年利2.0%で複利運用する。

## ○香織さん

- ・ 2024年4月1日から2033年3月末までの9年間、毎年3月末に40万円を積み立てながら、年利1.0%で複利運用する。
- ・ 2033年3月末に退職一時金1,300万円(手取り額)を受け取る。

[香織さんの退職後(2033年4月以降)]

- ・ 香織さんの退職後の2033年4月1日から2043年3月末までの10年間、香織さんの退職一時金1,300万円(手取り額)と上記の夫婦で蓄えた資金の合計額を年利1.5%で複利運用しながら、毎年3月末に150万円ずつ取り崩す。
- ・ 2043年4月1日から2063年3月末までの20年間、蓄えた資金を年利1.0%で複利運用しながら、毎年3月末に一定金額を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	1.041	1.061	1.082
5年	1.051	1.077	1.104
9年	1.094	1.143	1.195
10年	1.105	1.161	1.219
20年	1.220	1.347	1.486

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.961	0.942	0.924
5年	0.951	0.928	0.906
9年	0.914	0.875	0.837
10年	0.905	0.862	0.820
20年	0.820	0.742	0.673

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	4.060	4.091	4.122
5年	5.101	5.152	5.204
9年	9.369	9.559	9.755
10年	10.462	10.703	10.950
20年	22.019	23.124	24.297

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	3.902	3.854	3.808
5年	4.853	4.783	4.713
9年	8.566	8.361	8.162
10年	9.471	9.222	8.983
20年	18.046	17.169	16.351

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.256	0.259	0.263
5年	0.206	0.209	0.212
9年	0.117	0.120	0.123
10年	0.106	0.108	0.111
20年	0.055	0.058	0.061

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.246	0.244	0.243
5年	0.196	0.194	0.192
9年	0.107	0.105	0.103
10年	0.096	0.093	0.091
20年	0.045	0.043	0.041

1. 98万円
2. 103万円
3. 113万円
4. 119万円

## 問4

住宅取得や教育に係る資金設計等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題9)

(設問A) 大地さんは、住宅ローンの借換えを検討しており、CFP<sup>®</sup>認定者に相談した。以下の〈現在の住宅ローン〉について、借入れから9年経過した時点(返済回数108回終了後)で、〈借換え後の住宅ローン〉に借換えを行った場合、借換え後の返済回数1回目の元利合計返済額として、正しいものはどれか。なお、借換えに要する諸費用等については考慮しないものとする。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、端数が生じた場合、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入すること。

## 〈現在の住宅ローン〉

借入額：3,780万円

金利：年1.70% (全期間固定)

返済期間：35年 (返済回数420回)

返済方法：元金均等返済、毎月返済のみ (ボーナス返済なし)

## 〈借換え後の住宅ローン〉

借入額：〈現在の住宅ローン〉の返済回数108回目終了後の残高

金利：年1.20% (全期間固定)

返済期間：25年 (返済回数300回)

返済方法：元利均等返済、毎月返済のみ (ボーナス返済なし)

<係数表（1ヵ月用）> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.20%	1.70%
9年	1.11399	1.16520
25年	1.34966	1.52913
26年	1.36594	1.55533
35年	1.52164	1.81227

[現価係数]

期間	1.20%	1.70%
9年	0.89768	0.85822
25年	0.74093	0.65397
26年	0.73210	0.64295
35年	0.65718	0.55179

[年金終価係数]

期間	1.20%	1.70%
9年	113.98763	116.61093
25年	349.65648	373.50385
26年	365.94173	391.99707
35年	521.64219	573.36544

[年金現価係数]

期間	1.20%	1.70%
9年	102.32396	100.07814
25年	259.07072	244.25898
26年	267.90435	252.03479
35年	342.81528	316.38010

[資本回収係数]

期間	1.20%	1.70%
9年	0.00977	0.00999
25年	0.00386	0.00409
26年	0.00373	0.00397
35年	0.00292	0.00316

[減債基金係数]

期間	1.20%	1.70%
9年	0.00877	0.00858
25年	0.00286	0.00268
26年	0.00273	0.00255
35年	0.00192	0.00174

1. 80,309円
2. 108,389円
3. 112,620円
4. 116,206円

## (問題10)

(設問B) 中井さん(会社員・年収600万円)は住宅の購入を計画しており、CFP<sup>®</sup>認定者に以下の<条件>に基づくシミュレーションを依頼した。このシミュレーションにおける購入可能な物件価格の上限として、正しいものはどれか。なお、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、住宅ローンの借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。また、消費税および贈与税は考慮しないものとする。

## &lt;条件&gt;

- ・ 用意した住宅購入資金500万円と母から贈与される200万円を住宅の購入に充てる。これらの資金で不足する分について住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンの借入額については、年間元利合計返済額が現在の年収の15%となるようにする。
- ・ 住宅ローンの条件は、金利年1.60%(全期間固定)、返済期間30年(返済回数360回)、元利均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)とする。
- ・ 借入額100万円当たりの毎月の元利合計返済額は3,499円とする。
- ・ 住宅購入のための諸費用は物件価格の11%とし、上記で準備した資金の中から充てるものとする。

1. 1,920万円
2. 2,550万円
3. 2,620万円
4. 2,840万円

**(問題 1 1)**

(設問C) 住宅ローンの「フラット35」に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. ボーナス払いを併用する場合、ボーナス払いの借入額は借入総額の35%以内とされている。
2. 借入対象となる住宅がマンションである場合、住戸の専有部分の床面積が40m<sup>2</sup>以上であることが要件である。
3. 建設または購入する住宅に係る登録免許税は借入対象となるが、登記のために支払った司法書士報酬や土地家屋調査士報酬は借入対象とならない。
4. 借入対象となる住宅および土地について共有名義にする場合、融資を申し込む本人の共有持分の割合は問われない。

**(問題 1 2)**

(設問D) 日本政策金融公庫の教育一般貸付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 教育資金融資保証基金の保証を受ける場合、保証金額(借入金額)と返済期間および元金据置期間に応じた保証料が融資金から差し引かれる。
2. 返済期間の上限は15年であるが、母子家庭、父子家庭および交通遺児家庭の場合は18年である。
3. 融資金の使途として、教科書代、教材費、パソコン購入費、通学費用のほか、学生の国民年金保険料も認められている。
4. 在学期間中は元金の返済を据え置き、利息のみの支払いとすることもできるが、この場合の元金据置期間は返済期間に含まれる。

**(問題 1 3)**

(設問E) 日本学生支援機構の貸与型奨学金の返還困難な事情が生じた場合に利用できる制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 所得連動返還方式を選択している場合、減額返還制度を利用することはできない。
2. 大学在学中に奨学金を辞退した場合、在学猶予願を届け出ることにより、原則として卒業予定年月まで返還期限が猶予される。
3. 返還期限猶予制度は、通算して10年(120ヵ月)まで利用することができるが、猶予期間に応じて利子が増えるため、返還予定総額も増えることとなる。
4. 減額返還制度は、通算して15年(180ヵ月)まで利用することができるが、利子を含む返還予定総額は変わらない。



## (問題 14)

(設問F) 貸金業法の総量規制に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 総量規制の基準となる定期的な収入には、個人が事業として行う不動産の賃貸収入は含まれない。
2. 総量規制の基準となる年収には、配偶者の同意が得られた場合でも、当該配偶者の年収を含めることはできない。
3. 年収300万円の人について、貸金業者Aからの借入残高が100万円の場合、貸金業者Bから100万円を新たに借り入れることができる。
4. 自動車の購入に必要な資金の貸付けで、当該自動車が譲渡により担保の目的となっている貸付けは、総量規制の対象となる。



## 問5

働き方とその関連法令に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題15)

(設問A) 労働基準法に基づく労働時間に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 常時10人未満の労働者を使用する小売業は、特例措置対象事業場として、所定労働時間を週44時間、1日について7時間20分の週6日勤務とすることができる。
2. 変形労働時間制には、「1ヵ月単位の変形労働時間制」「1年単位の変形労働時間制」「1週間単位の非定型的変形労働時間制」「フレックスタイム制」がある。
3. フレックスタイム制を採用した場合の清算期間は、3ヵ月以内である。
4. 1週間単位の非定型的変形労働時間制を導入し、所定労働時間を1日10時間、週40時間とする場合、労働基準監督署に届出をする必要はない。

## (問題16)

(設問B) 労働基準法に基づく年次有給休暇に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 使用者は、年次有給休暇の基準日から1年以内の期間に、労働者ごとに時季を指定して、その基準日における付与日数の半数の年次有給休暇を取得させなければならない。
2. 年次有給休暇を行使できる権利は、これを行使することができる時から2年間行使しない場合、時効により消滅する。
3. 週の所定労働日数が4日以下または年間の所定労働日数が216日以下、かつ、週の所定労働時間が20時間未満であり雇用保険の被保険者とならない労働者は、年次有給休暇を取得することができない。
4. 年次有給休暇は、労使協定で定めることにより、年10日を上限として、時間単位で取得することができる。

## (問題 17)

(設問C) ZR株式会社で働いている柴田さんは、最低賃金法における最低賃金と比較するため、自身の2023年4月分の賃金を計算してみることにした。以下の<資料>に基づく最低賃金の対象となる時間あたりに換算した賃金額として、正しいものはどれか。

## &lt;資料&gt;

[柴田さんに支払われた2023年4月分の賃金]

基本給	155,000円	月給制
皆勤手当	15,000円	月給制、無欠勤の場合に支給
資格手当	10,000円	月給制、業務に必要な資格保有者に支給
時間外手当	30,000円	割増賃金を含む
通勤手当	5,000円	
合計	215,000円	

※柴田さんは、2023年4月に欠勤および早退等はしていない。

※上記以外に賃金の支払いはない。

[柴田さんの労働条件]

年間所定労働日数：250日

1日の所定労働時間：7時間30分

[時間あたりに換算した賃金額の計算方法]

月給制の場合： $(\text{賃金月額} \times 12 \text{ ヶ月}) \div (\text{年間所定労働日数} \times 1 \text{ 日の所定労働時間})$

1. 992円
2. 1,056円
3. 1,152円
4. 1,376円

(問題 18)

(設問D) P A株式会社に勤務する生駒さんは、2023年5月に業務上の災害により負傷し、同月中に療養のため休業した。以下の<資料>に基づき、生駒さんが受給することができる労働者災害補償保険の休業補償給付の総額として、正しいものはどれか。なお、休業特別支給金は考慮せず、休業補償給付の支給要件はすべて満たしているものとする。また、解答に当たっては、給付基礎日額は円未満を切り上げ、休業補償給付日額は円未満を切り捨てること。

<資料>

[生駒さんの2023年2月から4月までの給与等の状況]

支払月	総日数	実出勤日数	基本給	時間外手当	通勤手当
2月	28日	19日	280,000円	10,000円	20,000円
3月	31日	22日	280,000円	40,000円	20,000円
4月	30日	20日	300,000円	20,000円	20,000円
合計			860,000円	70,000円	60,000円

※上記に記載のないものの支給はなく、賃金締切日は月の末日であるものとする。

※P A社の公休日は、土曜日・日曜日・祝日である。

[生駒さんのデータ]

- ・ 休業期間は、2023年5月1日から5月31日までの31日間。
- ・ 休業期間における賃金の支払いはなく、私傷病による休暇は取得していない。
- ・ 複数事業労働者ではなく、同一の支給事由に基づく障害厚生年金等は受給していない。

[給付基礎日額の計算式]

$$\text{給付基礎日額} = \frac{\text{算定事由発生日以前3ヵ月間の賃金総額}}{\text{その3ヵ月間の総日数}}$$

1. 186,872円
2. 206,894円
3. 311,472円
4. 344,844円

## (問題 19)

(設問E) QX株式会社に勤務する飯田さんは、2023年10月末日に60歳の定年を迎えた後も同社の継続雇用制度を利用して65歳まで働き続けたいと考えている。以下の<資料>に基づいて計算した飯田さんの雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金の支給額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については、高年齢雇用継続基本給付金の支給要件を満たしているものとする。また、賃金低下率は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入、支給額は円未満を切り捨てるものとする。

## &lt;資料&gt;

## [飯田さんのデータ]

60歳到達時の賃金月額：500,000円

支給対象月に支払われた賃金額：302,000円

## [高年齢雇用継続基本給付金の支給額の計算式]

- ・ 賃金低下率(※)が61%未満の場合  
支給額 = 支給対象月に支払われた賃金額 × 15%
- ・ 賃金低下率(※)が61%以上75%未満の場合

$$\text{支給額} = -\frac{183}{280} \times \text{支給対象月に支払われた賃金額} + \frac{137.25}{280} \times 60\text{歳到達時の賃金月額}$$

$$(\text{※}) \text{ 賃金低下率} (\%) = \frac{\text{支給対象月に支払われた賃金額}}{60\text{歳到達時の賃金月額}} \times 100$$

## [高年齢雇用継続基本給付金の限度額等]

賃金月額の上限度額	478,500円
支給限度額	364,595円
最低限度額	2,125円

1. 2,125円
2. 37,171円
3. 45,300円
4. 47,710円

## (問題 20)

(設問 F) ZG株式会社に入社して8年目の野村さん(33歳)は、2023年3月に退職し、雇用保険の教育訓練給付の支給対象となる講座を受講することを検討している。野村さんの教育訓練給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、野村さんは入社以来継続して雇用保険の一般被保険者であり、これまで教育訓練給付金を受給したことはない。

1. 被保険者資格を喪失後に一般教育訓練給付金を受給するためには、資格喪失日から2年以内に対象講座の受講を開始しなければならない。
2. 対象講座の入学料は、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費に該当しない。
3. 一般教育訓練給付金の支給額の上限は20万円である。
4. 一般教育訓練給付金の支給を受ける場合、一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して1ヵ月以内に、教育訓練給付金支給申請書を管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

## (問題 21)

(設問 G) 育児・介護休業法に基づく出生時育児休業および雇用保険法に基づく出生時育児休業給付金に関する次の記述の空欄(ア)～(エ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 育児休業のうち、出生時育児休業(産後パパ育休)は、子の「出生日または出産予定日のうちいずれか早い日」から「出生日または出産予定日のうちいずれか遅い日から(ア)を経過する日の翌日」までの期間内に(イ)の範囲で、(ウ)取得することができる。
- ・ 出生時育児休業を取得した雇用保険の被保険者は、一定の要件を満たすことで、休業を取得した日数分、休業開始時賃金日額に(エ)を乗じた額の出生時育児休業給付金を受け取ることができる。

1. (ア) 6週間 (イ) 2週間 (ウ) 1回に限り (エ) 67%
2. (ア) 6週間 (イ) 4週間 (ウ) 2回まで分割して (エ) 50%
3. (ア) 8週間 (イ) 2週間 (ウ) 1回に限り (エ) 50%
4. (ア) 8週間 (イ) 4週間 (ウ) 2回まで分割して (エ) 67%

## (問題 2 2)

(設問H) 育児・介護休業法に基づく介護休業および雇用保険法に基づく介護休業給付金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、介護休業を取得する要件を満たしているものとする。

1. 介護休業および介護休業給付金の対象家族は、配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母であり、介護をする労働者との同居は要件とされていない。
2. 対象家族について介護休業を取得し、介護休業給付金を通算93日分受給した後に、別の対象家族が要介護状態となったことにより介護休業を取得する場合、別途通算93日までの休業について介護休業給付金を受給することができる。
3. 要介護状態とは、負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。
4. 介護休業期間中に賃金が支払われなかった場合の介護休業給付金の額は、支給単位期間ごとに、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じた額の100分の50に相当する額である。



問6

社会保険の適用や給付等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題23)

(設問A) 個人事業主の小坂亮介さんは、妻と子の3人でKX市に居住している。以下の<資料>に基づく亮介さんが支払う2023年度分の国民健康保険料の世帯合計額(年額)として、正しいものはどれか。なお、保険料の減免措置の適用はないものとする。また、計算に当たっては、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分のそれぞれの世帯合計額について、百円未満の端数を切り捨てること。

<資料>

[小坂家のデータ]

氏名	続柄	年齢	備考
小坂 亮介	本人(世帯主)	42歳	前年の総所得金額(事業所得) 620万円
小坂 理恵	妻	38歳	前年の総所得金額(給与所得) 90万円
小坂 美緒	長女	14歳	中学生(所得なし)

※上記のほかに収入はない。

※家族3人は同一世帯であり、3人はそれぞれKX市の国民健康保険の被保険者である。

[KX市の国民健康保険料(年額)]

所得割の算定基礎額=前年の総所得金額等-基礎控除額43万円

項目	所得割	均等割(1人当たり)
医療分	7.16%	42,100円
後期高齢者支援金等分	2.28%	13,200円
介護分	2.29%	16,600円

※医療分と後期高齢者支援金等分は、すべての被保険者について賦課される。介護分は、40歳以上65歳未満の被保険者について賦課される。

※限度額については考慮しないものとする。

1. 903,500円
2. 914,200円
3. 930,800円
4. 994,500円

## (問題 24)

(設問B) T B株式会社に勤務する羽田さんに支給される2023年4月から7月までの給与等が以下の<資料>のとおりである場合、羽田さんの健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額の時決定および随時改定に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

## &lt;資料&gt;

[2023年4月から7月までの給与等の支払状況] (単位：円)

	基本給	通勤手当	在宅勤務手当
4月支給分	220,000	30,000	—
5月支給分	224,000	—	5,000
6月支給分	224,000	—	5,000
7月支給分	224,000	—	5,000

※2023年3月の標準報酬月額は、260,000円である。

※T B社の昇給は、年1回4月に行われ、5月支給分から反映される。

※在宅勤務となったことから、2023年5月支給分より在宅勤務手当が毎月支給され、毎月支給されていた通勤手当は不支給となった。

※上記に記載のないものの支給はない。また、2023年4月支給分から7月支給分について、報酬の支払基礎日数は、いずれの月も17日以上であるものとする。

※羽田さんは、資格取得時決定、育児休業等終了時改定および産前産後休業終了時改定の対象者ではない。

[標準報酬月額等級表] (単位：円)

標準報酬			報酬月額	
健康保険等級	厚生年金保険等級	月額	以上	未満
17	14	200,000	195,000	210,000
18	15	220,000	210,000	230,000
19	16	240,000	230,000	250,000
20	17	260,000	250,000	270,000
21	18	280,000	270,000	290,000

羽田さんは、(ア)から(イ)により、標準報酬月額が(ウ)となる。

1. (ア) 8月 (イ) 随時改定 (ウ) 220,000円
2. (ア) 8月 (イ) 定時決定 (ウ) 240,000円
3. (ア) 9月 (イ) 随時改定 (ウ) 240,000円
4. (ア) 9月 (イ) 定時決定 (ウ) 220,000円

(問題 25)

(設問 C) 平尾健太さんは、妻の光子さんと母の雅江さんの3人でPZ市に居住している(同一世帯である)。以下の<資料>に基づく平尾さん一家の2023年度分の介護保険料(年額)の合計額として、正しいものはどれか。

<資料>

[平尾さん一家のデータ]

氏名	続柄	年齢	前年(2022年)の収入	市民税
平尾 健太	本人 (世帯主)	70歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老齢基礎年金および老齢厚生年金 190万円</li> <li>・ 個人年金 100万円</li> <li>※個人年金は健太さんが保険料負担者かつ被保険者であり、必要経費は90万円である。</li> </ul>	課税
平尾 光子	妻	69歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老齢基礎年金および老齢厚生年金 110万円</li> </ul>	非課税
平尾 雅江	母	91歳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老齢基礎年金 55万円</li> <li>・ 遺族厚生年金 80万円</li> </ul>	非課税

※公的年金等控除額は3人とも110万円であり、上記のほかに収入はない。

[PZ市の介護保険第1号被保険者の所得段階別保険料(一部抜粋)]

所得段階	対象となる人	介護保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人	基準額×0.25
	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.35
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.65
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.80
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者がおり、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超える人	基準額 (69,000円)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.10
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.25
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.40
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の人	基準額×1.60

※表中の「課税年金収入額」とは、市民税が課税される公的年金等の収入金額である。

※合計所得金額に対する調整は考慮しないものとする。

1. 200,100円
2. 210,450円
3. 213,900円
4. 224,250円

(問題26)

(設問D) 以下の<資料>に基づく志賀さん(66歳)の老齢厚生年金の年金額の改定に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

[志賀さんのデータ]

- ・ 23歳から継続してYX社に勤務し、60歳の定年後も継続雇用制度を利用して勤務している。
- ・ 厚生年金保険の被保険者であり、在職老齢年金を受給している。
- ・ 60歳から老齢厚生年金を繰上げ受給している。

1. 志賀さんの老齢厚生年金の年金額は、退職または70歳に達するまで改定されない。
2. 志賀さんの老齢厚生年金の年金額は、毎年9月分から改定される。
3. 志賀さんの老齢厚生年金の年金額は、毎年10月分から改定される。
4. 志賀さんの老齢厚生年金の年金額は、繰上げ受給しているため70歳に達するまで改定されない。

(問題27)

(設問E) 健康保険および厚生年金保険における適用事業所に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 従業員1人を常時使用する強制適用事業所ではない個人の事業所の事業主が法人を設立し、法人の事業所として事業を始めた場合、その法人の事業所は強制適用事業所とされる。
2. 個人の事業所であって常時使用する従業員が6人の弁護士事務所は強制適用事業所とされないが、厚生労働大臣の認可を受けることにより適用事業所となることができる。
3. 強制適用事業所ではない個人の事業所は、被保険者となるべき従業員の2分の1以上の同意があれば、厚生労働大臣の認可を受けることにより適用事業所となることができる。
4. 強制適用事業所に該当する個人の事業所が、従業員の退職により常時使用する従業員が5人未満となったときは、任意適用事業所の認可があったものとみなされる。

## 問7

全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

**（問題28）**

（設問A）協会けんぽの任意継続被保険者に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 任意継続被保険者になるためには、被保険者資格喪失日の前日まで継続して2年以上被保険者であったことが必要である。
2. 任意継続被保険者の保険料は、原則として退職前1年間の標準報酬月額平均額に基づいて算定される。
3. 任意継続被保険者には、資格喪失後の継続給付を除き、傷病手当金および出産手当金は支給されない。
4. 任意継続被保険者となった場合、国民健康保険に加入するという理由で資格を喪失することはできない。

**（問題29）**

（設問B）協会けんぽの被保険者資格喪失後の給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、支給要件を満たしているものとし、被保険者期間については、任意継続被保険者ではないものとする。

1. 被保険者資格喪失日の前日まで継続して1年以上被保険者であった人は、傷病手当金、出産手当金の継続給付を受けることができる。
2. 傷病手当金の継続給付は、退職日から1年6ヵ月を限度に支給される。
3. 出産手当金の支給を受けている被保険者が退職日に出勤した場合、出産手当金の継続給付を受けることはできない。
4. 傷病手当金または出産手当金の継続給付を受けていた人が、その給付を受けなくなった日から3ヵ月以内に死亡した場合、埋葬料または埋葬費が支給される。

## (問題30)

(設問C) 協会けんぽの被保険者である倉田さんは、私傷病により労務不能となって、2023年4月に15日間欠勤し、傷病手当金を請求した。以下の<資料>に基づき、倉田さんが受給できる傷病手当金の合計額として、正しいものはどれか。なお、倉田さんは傷病手当金の支給要件をすべて満たしているものとし、欠勤日については、役職手当、通勤手当以外の報酬等は支払われないものとする。

## &lt;資料&gt;

[倉田さんの2023年4月の勤務状況]

日	月	火	水	木	金	土
						1 公休日
2 公休日	3 ○出勤	4 ×欠勤	5 ×欠勤	6 ○出勤	7 ×欠勤	8 公休日
9 公休日	10 ×欠勤	11 ×欠勤	12 ×欠勤	13 ×欠勤	14 ×欠勤	15 公休日
16 公休日	17 ×欠勤	18 ×欠勤	19 ×欠勤	20 ×欠勤	21 ×欠勤	22 公休日
23 公休日	24 ×欠勤	25 ×欠勤	26 ○出勤	27 ○出勤	28 ○出勤	29 公休日
30 公休日						

[標準報酬月額]

2021年4月～2022年8月の標準報酬月額：260,000円

2022年9月～2023年4月の標準報酬月額：280,000円

[支払われた手当(月額)]

役職手当：15,000円

通勤手当：12,000円

[傷病手当金の1日当たりの額の計算式(円未満四捨五入)]

$$\underbrace{\text{支給開始月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額の平均額} \times \frac{1}{30} \times \frac{2}{3}}_{10 \text{円未満四捨五入}}$$

10円未満四捨五入

1. 82,768円
2. 83,408円
3. 97,168円
4. 97,808円

(問題 3 1)

(設問D) 会社員の加瀬さん(51歳)は、2023年1月に体調を崩し、PT病院に入院した。加瀬さんの医療費および自己負担額等が以下の<資料>のとおりである場合、2023年1月から5月までの協会けんぽの高額療養費の支給額の合計として、正しいものはどれか。

<資料>

[加瀬さんのデータ]

- ・ 協会けんぽの被保険者であり、健康保険の被扶養者はいない。
- ・ 標準報酬月額が56万円である。
- ・ 「健康保険限度額適用認定証」の提示はしていないものとする。

[加瀬さんの2023年の医療費等]

	1月	2月	3月	4月	5月
医療費	70万円	50万円	60万円	70万円	60万円
自己負担額	21万円	15万円	18万円	21万円	18万円

※2022年中においては、医療費は発生していないものとする。

※医療費はすべて同一の医療機関における同一の診療科での入院についてのものとする。

※入院時の食事代や差額ベッド代等の記載のない事項については考慮しないものとする。

※特定疾病に係る高額療養費の支給はないものとする。

[70歳未満の高額療養費に係る自己負担限度額(月額)]

- ・ 所得区分「標準報酬月額53万円～79万円」

167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
多数回該当 93,000円

1. 106,720円
2. 181,540円
3. 257,360円
4. 332,180円





問8

公的年金制度の仕組みや受給額等に関する以下の設問A～Iについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、以下の計算式等を使用してください。また、年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入してください。以下、厚生年金保険を「厚生年金」とします。

[第1号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の支給開始年齢（一部抜粋）]

生年月日	男子		女子	
	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分
昭29.4.2～昭30.4.1	—	61歳	—	60歳
昭30.4.2～昭31.4.1	—	62歳	—	〃
昭31.4.2～昭32.4.1	—	〃	—	〃
昭32.4.2～昭33.4.1	—	63歳	—	〃
昭33.4.2～昭34.4.1	—	〃	—	61歳
昭34.4.2～昭35.4.1	—	64歳	—	〃
昭35.4.2～昭36.4.1	—	〃	—	62歳
昭36.4.2～昭37.4.1	—	(65歳)	—	〃
昭37.4.2～昭38.4.1	—	〃	—	63歳
昭38.4.2～昭39.4.1	—	〃	—	〃
昭39.4.2～昭40.4.1	—	〃	—	64歳
昭40.4.2～昭41.4.1	—	〃	—	〃
昭41.4.2以降	—	〃	—	(65歳)

[特別支給の老齢厚生年金の計算式]

(1) 定額部分：1,621円×被保険者期間の月数（上限480月）

(2) 報酬比例部分：(ア) + (イ)

(ア) 2003（平成15）年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003（平成15）年3月以前の被保険者期間の月数}$$

(イ) 2003（平成15）年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003（平成15）年4月以後の被保険者期間の月数}$$

[経過的加算の額の計算式]

$$\text{定額部分相当額} - 777,800円 \times \frac{\text{20歳以上60歳未満の間の厚生年金被保険者期間の月数}}{480月}$$

[老齢厚生年金の配偶者の加給年金額] 388,900円

[老齢基礎年金の満額] 777,800円

[老齢基礎年金の振替加算額（一部抜粋）]

受給権者の生年月日	振替加算額
1960（昭和35）年4月2日～1961（昭和36）年4月1日	20,813円
1961（昭和36）年4月2日～1966（昭和41）年4月1日	14,995円

(問題32)

(設問A) 会社員の青山春子さんが63歳に達する日に会社を退職する場合、以下の<資料>に基づく春子さんが退職時点において受け取ることができる特別支給の老齢厚生年金の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[青山さん夫婦のデータ]

氏名	続柄	備考
青山 春子	本人	<ul style="list-style-type: none"> <li>1962 (昭和37) 年5月20日生まれ (61歳)</li> <li>1985 (昭和60) 年4月にRA株式会社に入社 (厚生年金加入) し、63歳に達する日まで厚生年金に加入して働く予定である。</li> </ul>
青山 俊彦	夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>1963 (昭和38) 年4月28日生まれ (60歳)</li> <li>1986 (昭和61) 年4月にRB株式会社に入社 (厚生年金加入) し、2003 (平成15年) 年3月末日に退職後、自営業者となっている。</li> </ul>

[春子さんの厚生年金加入歴等]

1985年 (昭和60年) 4月	2003年 (平成15年) 4月		
▼	▼		
▲		▲	▲
入社		60歳	退職

被保険者期間 216月 平均標準報酬月額 31万円	被保険者期間 229月 平均標準報酬月額 54万円	被保険者期間 36月 平均標準報酬月額 54万円
------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------

※春子さんに上記以外の公的年金加入歴はない。また、春子さんは障害の状態にないものとする。

1. 1,151,339円
2. 1,154,870円
3. 1,261,421円
4. 1,650,321円

(問題 3 3)

(設問 B) (問題 3 2) の俊彦さんの公的年金加入歴等が以下の<資料>のとおりである場合、俊彦さんが 65 歳時に受け取ることができる老齢給付の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[俊彦さんの公的年金加入歴等]

1986年 (昭和61年) 4月 ▼	2003年 (平成15年) 4月 ▼	
厚生年金被保険者期間 204月 平均標準報酬月額 32万円	国民年金第1号 被保険者期間 240月	国民年金任意加入 被保険者期間 36月
▲ 入社	▲ 退職	▲ 60歳

[俊彦さんのデータ]

- ・ 国民年金第1号被保険者期間はすべて保険料を納付しており、付加保険料も納付していた。
- ・ 国民年金任意加入被保険者期間については、全期間、保険料および付加保険料を納付するものとする。

1. 1,258,034円
2. 1,298,239円
3. 1,313,115円
4. 1,313,234円

(問題 3 4)

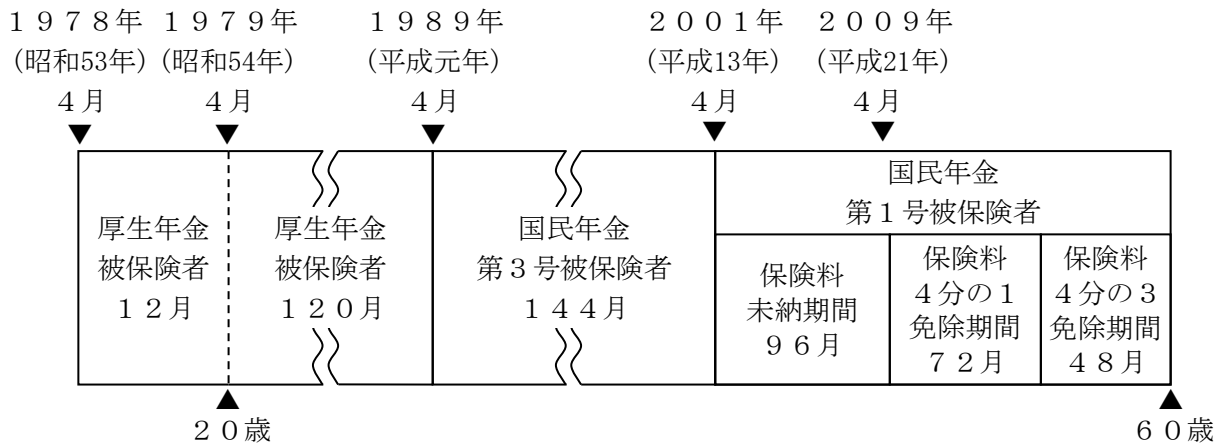
(設問 C) 以下の<資料>に基づき、川野浩美さんが 6 5 歳時に受け取ることができる老齢基礎年金の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[浩美さんのデータ]

- ・ 1 9 5 9 (昭和 3 4) 年 4 月 1 2 日 生 ま れ ( 6 4 歳 )
- ・ 1 9 8 9 (平成元) 年 4 月 に 結 婚 し 専 業 主 婦 と な っ た が、 2 0 0 1 (平成 1 3) 年 4 月 に 離 婚 し た。
- ・ 保 険 料 免 除 期 間 に つ い て 保 険 料 は 追 納 し て い な い。

[浩美さんの公的年金加入歴等]



[保険料免除期間の老齢基礎年金額への反映割合]

- 4 分 の 1 免 除 期 間 : 免 除 月 数 × 7 / 8
- 4 分 の 3 免 除 期 間 : 免 除 月 数 × 5 / 8

1. 3 8 4 , 0 3 9 円
2. 5 6 8 , 7 6 6 円
3. 5 7 8 , 4 8 9 円
4. 5 9 7 , 9 3 4 円

(問題35)

(設問D) 会社員の桑原高明さんは、事故によって障害の状態となり、障害等級2級の認定を受け、現在障害年金を受給している。以下の<資料>に基づき、高明さんが現在受給している障害基礎年金と障害厚生年金の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

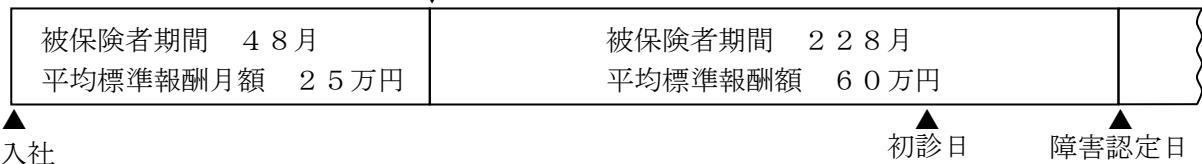
<資料>

[高明さんのデータ]

- ・ 1976 (昭和51)年8月11日生まれ (46歳)
- ・ 妻 (45歳)、長女 (21歳)、二女 (19歳) および長男 (15歳) と同居しており、いずれも高明さんに生計を維持されている。
- ・ 妻、長女および長男は障害者ではないが、二女は17歳から障害等級2級に該当する障害の状態にある。

[高明さんの厚生年金加入歴等]

2003 (平成15)年4月



[障害厚生年金 (2級) の年金額の計算式]

報酬比例部分の年金額 = ① + ②

① 2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \frac{\text{2003 (平成15)年3月以前の被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}}$$

② 2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \frac{\text{2003 (平成15)年4月以後の被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}}$$

※被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。

[配偶者の加給年金額]

223,800円

[障害基礎年金 (2級) の年金額]

777,800円

[障害基礎年金の子の加算額]

第1子、第2子 1人あたり 223,800円

第3子以降 1人あたり 74,600円

1. 障害基礎年金	1,001,600円	障害厚生年金	1,059,101円
2. 障害基礎年金	1,001,600円	障害厚生年金	1,131,736円
3. 障害基礎年金	1,225,400円	障害厚生年金	1,059,101円
4. 障害基礎年金	1,225,400円	障害厚生年金	1,131,736円

**(問題36)**

(設問E) 障害年金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 障害厚生年金は、受給権者が65歳以降においては、老齢基礎年金と併給することができる。
2. 同一の支給事由により、国民年金および厚生年金の障害年金給付と労災保険の年金給付の支給を同時に受けることができる場合、労災保険の年金給付が全額支給され、国民年金および厚生年金の障害年金給付は所定の割合で減額される。
3. 同一の支給事由により、障害厚生年金および健康保険の傷病手当金の支給を受けることができる場合、障害厚生年金の額が傷病手当金の額よりも少ないときは、その差額に相当する傷病手当金が支給される。
4. 同一の支給事由により、障害厚生年金および労働基準法の規定による障害補償の支給を受けることができる場合、障害厚生年金は5年間支給が停止される。

(問題37)

(設問F) 会社員の布施隆子さんは、2023年1月12日に病気のため死亡した。以下の<資料>に基づき、隆子さんが死亡した時点で夫の英明さんに支給される公的年金の遺族給付の額として、正しいものはどれか。

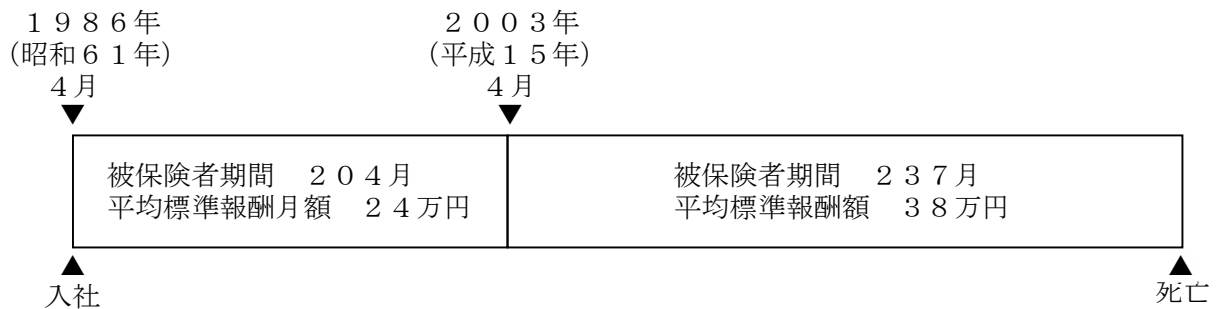
<資料>

[布施さん家族のデータ]

氏名	続柄	備考
布施 英明	本人(夫)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1967(昭和42)年12月5日生まれ(55歳)</li> <li>高校卒業後の18歳からRD社に勤務(厚生年金加入)している。</li> <li>前年の年間収入は650万円である。</li> </ul>
布施 隆子	妻	<ul style="list-style-type: none"> <li>1967(昭和42)年8月14日生まれ(死亡当時55歳)</li> <li>高校卒業後の18歳から死亡するまでRD社に勤務(厚生年金加入)していた。</li> </ul>
布施 英子	長女	<ul style="list-style-type: none"> <li>1999(平成11)年1月22日生まれ(24歳・会社員)</li> <li>前年の年間収入は320万円である。</li> </ul>
布施 英俊	長男	<ul style="list-style-type: none"> <li>2003(平成15)年3月2日生まれ(20歳・大学生)</li> <li>アルバイトによる前年の年間収入は48万円である。</li> </ul>
布施 暁子	二女	<ul style="list-style-type: none"> <li>2006(平成18)年7月20日生まれ(16歳・高校生)</li> <li>アルバイトによる前年の年間収入は12万円である。</li> </ul>

※布施さん家族は、いずれも障害の状態がなく、同一世帯である。

[隆子さんの厚生年金加入歴等]



[遺族厚生年金額の計算式]

$$①+②) \times 3 / 4$$

① 2003(平成15)年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003(平成15)年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003(平成15)年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003(平成15)年4月以後の被保険者期間の月数}$$

※短期要件に基づく遺族厚生年金の額は、被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算する。

[中高年齢寡婦加算の額] 583,400円

[遺族基礎年金の額] 777,800円

[子の加算額] 第1子、第2子 1人当たり 223,800円

第3子以降 1人当たり 74,600円

1. 1,001,600円

2. 1,620,259円

3. 1,633,444円

4. 1,844,059円



(問題38)

(設問G) 個人事業主である細井良三さんは、2023年4月25日に病気のため死亡した。以下の<資料>に基づき、良三さんの死亡により妻の好美さんが受け取ることができる国民年金の遺族給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

[細井さん家族のデータ]		
氏名	続柄	備考
細井 好美	本人(妻)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1968(昭和43)年3月18日生まれ(55歳)</li> <li>18歳から10年間厚生年金に加入していたが、28歳の時に良三さんと結婚してからは国民年金の第1号被保険者として、国民年金保険料および付加保険料を継続して納付している。</li> </ul>
細井 良三	夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>1966(昭和41)年8月9日生まれ(死亡当時56歳)</li> <li>20歳から国民年金の第1号被保険者として、国民年金保険料および付加保険料を継続して納付していた。</li> <li>厚生年金の加入歴はない。</li> <li>障害基礎年金の支給を受けたことはない。</li> </ul>
細井 鈴花	長女	<ul style="list-style-type: none"> <li>2001(平成13)年5月30日生まれ(22歳・大学生)</li> <li>20歳から国民年金の第1号被保険者となり、以後継続して学生納付特例の適用を受けている。</li> </ul>

※家族は全員生計を同じくしていた。

- 好美さんが寡婦年金を受給する場合の支給額は、良三さんが65歳から受給できるはずだった国民年金第1号被保険者期間に係る老齢基礎年金額および付加年金額に相当する額である。
- 好美さんが寡婦年金を受給する場合、好美さんが良三さんの父の養子になっても寡婦年金の受給権は消滅せず、65歳に達する日の属する月まで受給し続けることができる。
- 好美さんが寡婦年金を受給する場合、2023年5月から受給することができる。
- 良三さんの死亡当時、好美さんが収入要件を満たしていなければ、死亡一時金を受給することはできない。

**(問題 39)**

(設問H) 在職老齢年金制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 標準報酬月額が改定された場合、改定のあった月の翌月から在職老齢年金の支給停止額が改定される。
2. 加給年金額は、在職老齢年金による支給停止額を算定する基本月額の対象とならないが、基本月額が全額支給停止となった場合、加給年金額も支給停止となる。
3. 在職老齢年金の支給停止額は、65歳未満と65歳以上で計算方法が異なる。
4. 適用事業所に勤務する70歳以上の人は厚生年金の被保険者ではないため、在職老齢年金による支給停止の対象とならない。

**(問題 40)**

(設問I) 国民年金の学生納付特例制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 学生納付特例の所得要件は、親など世帯主の所得にかかわらず、学生本人のみの所得で判断される。
2. 学生納付特例の承認期間は毎年4月から翌年3月までであり、制度を継続して利用するには年度ごとに申請する必要がある。
3. 学生納付特例の対象の学生には、夜間、定時制、通信制課程の学生も含まれ、年齢の制限はない。
4. 保険料を追納する場合、学生納付特例期間より前に全額免除期間があるときは、全額免除期間分から先に追納しなければならない。

## 問9

企業年金や退職金等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題4 1)

(設問A) 確定給付企業年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 老齢給付金の支給開始要件について、「加入者が60歳に達した以降最初に到来する4月1日を迎えたとき」と規約に定めることができる。
2. 老齢給付金の支給要件として、「20年を超える加入者期間」を規約に定めることはできない。
3. 老齢給付金を受給する権利は、障害給付金の支給を受けた場合でも消滅しない。
4. 障害給付金および遺族給付金は任意給付であり、規約に定めることにより支給することができる。

## (問題4 2)

(設問B) 確定拠出年金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問においては、企業型確定拠出年金を「企業型」、個人型確定拠出年金を「個人型」という。

1. 国民年金の任意加入被保険者は、個人型に加入することができない。
2. 企業型において、65歳以上の厚生年金被保険者を加入者とすることはできない。
3. 企業型の加入者でマッチング拠出を利用していない人は、個人型に加入することができる。
4. 個人型に加入していた人は、最後に企業型の加入者または個人型の加入者の資格を喪失した日から起算して3年以内であれば、所定の要件を満たすことで脱退一時金の支給を請求することができる。

## (問題4 3)

(設問C) 中小企業退職金共済制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、要件を満たしているものとする。

1. 新たに加入する事業主に対し、加入した月から1年間、掛金月額 $\frac{2}{10}$ （従業員ごとに上限5,000円）を国が助成する制度がある。
2. 掛金月額が18,000円以下の従業員の掛金を増額する事業主に対し、増額した月から1年間、増額分（過去の最高掛金月額と増額後の掛金月額の差額）の $\frac{3}{10}$ を国が助成する制度がある。
3. 被共済者が懲戒解雇された場合、退職金が減額されることがある。
4. 退職金は原則として一時金で支払われるが、退職時の年齢が60歳以上であるなど一定の要件を満たす被共済者は、分割払いを選択することができる。

## (問題 4 4)

(設問D) 中小法人の役員である北山さん(44歳)は、老後資金確保のため、小規模企業共済制度への加入を検討している。以下の<資料>に基づき、北山さんが70歳で役員を退任した場合に受け取ることができる基本共済金(以下「共済金」という)の額として、正しいものはどれか。

## &lt;資料&gt;

## [北山さんの加入内容等]

- ・ 45歳から70歳になるまで25年間加入
- ・ 70歳で役員を退任し、共済金を一括で受け取る。
- ・ 掛金月額推移 45歳加入時：10,000円
  - 55歳から：30,000円(20,000円増額)
  - 60歳から：60,000円(30,000円増額)

## [共済金に関する事項]

共済金の額は、請求事由、掛金月額、掛金納付月数によって算定される。

共済金A：法人役員については、法人が解散したとき

共済金B：法人役員については、疾病、負傷により退任したとき、65歳以上で退任したとき、死亡したとき、180月以上掛金を払い込んだ者が65歳以上になったとき

## [掛金1口(500円)当たりの共済金の額]

掛金納付月数	共済金A	共済金B
60月	31,070円	30,730円
120月	64,530円	63,040円
180月	100,550円	97,020円
240月	139,320円	132,940円
300月	181,010円	170,760円

1. 10,669,400円
2. 10,898,400円
3. 11,078,400円
4. 11,514,000円

(問題45)

(設問E) 佐久間さんは、KW株式会社に勤務しており、そのほかに子会社であるKZ株式会社の取締役となっている。佐久間さんは2023年中に定年退職を迎え、両社から同年中に退職一時金が支給される予定である。以下の<資料>に基づく佐久間さんの2023年分の所得税に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、このほかに佐久間さんに退職所得はない。

<資料>

[佐久間さんの勤続期間等]

1997年10月1日 入社

2023年8月31日 退職

KW社 (25年11ヵ月)

18年11ヵ月 (重複期間)

KZ社 (19年2ヵ月)

2004年10月1日 入社

2023年11月30日 退職

[佐久間さんが受け取る退職一時金の額]

KW社：1,300万円

KZ社：1,000万円

※特定役員退職手当等または短期退職手当等に該当するものはない。

※障害者になったことに基因する退職ではない。

※退職所得に関する手続きについては適正に行われている。

1. 140万円
2. 280万円
3. 505万円
4. 540万円

## 問 10

中小法人の資金計画等に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題 46)

(設問A) 以下の<TD社のキャッシュフロー計算書>は<TD社のデータ>を反映して作成されている。空欄(ア)にあてはまる数値として、正しいものはどれか。なお、問題作成の都合上、一部を「\*\*\*」にしてある。

## &lt;TD社のデータ&gt;

(単位：千円)		
勘定科目	前期末残高	当期末残高
棚卸資産	800	1,000
買掛金	1,000	1,300

※減価償却費として50千円が計上される。

## &lt;TD社のキャッシュフロー計算書&gt;

(自：2022年4月1日 至：2023年3月31日)

		(単位：千円)
I	営業活動によるキャッシュフロー	
	税金等調整前当期純利益	500
	減価償却費	***
	売上債権の増減額	400
	棚卸資産の増減額	***
	仕入債務の増減額	***
	小計	***
	利息および配当金の受領額	10
	利息の支払額	▲30
	営業活動によるキャッシュフロー	(ア)

(以下省略)

1. 730
2. 930
3. 1,030
4. 1,430

問 1 1

CFP®認定者にとって、リタイアメントプランニングに関する情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 7)

(設問A) 落合和夫さんは公証役場に出向き、以下の<条件>に基づいて、公正証書遺言1通を作成する予定である。<公正証書作成手数料の表>に基づいて計算した手数料の合計額として、正しいものはどれか。なお、公正証書の枚数による手数料の加算は考慮しないものとする。

<条件>

- ・ 和夫さんの相続人は、妻、長男および二男である。
- ・ 和夫さんの所有財産は下表のとおりであり、現金の合計額は13,150万円である。
- ・ 宅地、建物の評価額および取得予定者は下表のとおりである。
- ・ 妻、長男および二男が取得する財産の相続税評価額が法定相続分と同じになるように現金を分割する。
- ・ 祭祀主宰者は指定しない。

[遺産分割とその価額]

取得予定者	財産	固定資産税評価証明書を 基にした評価額	相続税評価額
妻	甲宅地上の建物	1,600万円	1,600万円
	現金	—	****万円
長男	甲宅地	2,850万円	3,100万円
	現金	—	****万円
二男	乙宅地	2,000万円	2,300万円
	乙宅地上の建物	1,050万円	1,050万円
	現金	—	****万円
合計		—	21,200万円

※問題作成の都合上、表の一部を「\*\*\*\*」にしてある。

## ＜公正証書作成手数料の表＞

目的の価額	手数料
100万円以下	5,000円
100万円を超え200万円以下	7,000円
200万円を超え500万円以下	11,000円
500万円を超え1,000万円以下	17,000円
1,000万円を超え3,000万円以下	23,000円
3,000万円を超え5,000万円以下	29,000円
5,000万円を超え1億円以下	43,000円
1億円を超え3億円以下	43,000円に超過額5,000万円までごとに13,000円を加算した額
3億円を超え10億円以下	95,000円に超過額5,000万円までごとに11,000円を加算した額
10億円を超える場合	249,000円に超過額5,000万円までごとに8,000円を加算した額

※宅地および建物に係る目的の価額は、固定資産税評価証明書を基にした評価額によるものとする。

※相続人ごとに目的の価額を算出してそれぞれの手数料を算定し、その合計額が公正証書作成手数料の額となる。

※遺言加算：1通の公正証書遺言における目的の価額の合計額が1億円を超えないときは、11,000円を加算する。

1. 115,000円
2. 128,000円
3. 142,000円
4. 150,000円

**(問題48)**

(設問B) 後見制度支援信託に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 後見制度支援信託は、未成年後見と法定後見における成年後見、保佐および補助において利用することができるが、任意後見では利用することができない。
2. 後見制度支援信託においては、金銭のほか、不動産も信託することができる。
3. 信託契約締結後、信託財産から金銭を払い戻す場合、後見監督人が発行する指示書を信託銀行等に提出しなければならない。
4. 信託契約の締結に関与した専門職後見人に対する報酬額は、専門職後見人が行った職務内容や本人の資産状況などの諸事情を考慮して家庭裁判所が決定する。



## (問題49)

(設問C) 介護保険法に基づく介護施設に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所対象者は、要介護1以上の介護認定を受けている人であるが、要支援2の人であっても特例的に入所することができる。
2. 介護老人保健施設（老健）の入所対象者は、要介護1以上の介護認定を受けている人である。
3. 介護医療院の入所対象者は、要支援1以上の介護認定を受けている人である。
4. 認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）の入所対象者は、要支援1以上の介護認定を受けている認知症の人である。

## (問題50)

(設問D) 「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」に基づくサービス付き高齢者向け住宅に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 入居者本人の要件は、60歳以上の人または60歳未満の要介護もしくは要支援の介護認定を受けている人とされている。
2. 各居住部分の床面積が原則として25m<sup>2</sup>以上であることが登録の基準とされている。
3. 事業者は、入居者が長期入院した場合でも、入居者との合意がなければ賃貸契約の解約をすることはできない。
4. 事業者は、状況把握（安否確認）サービスおよび生活相談サービスのほかに、食事や介護の提供または家事や健康管理の供与をしなければならない。